

平成29年9月21日（木）10時00分～

交通政策審議会海事分科会船員部会
第2回海上旅客運送業最低賃金専門部会議事録

【鈴木労働環境対策室長】 それでは、若干定刻前ではございますけれども、委員の皆様全員おそろいになられましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会船員部会第2回海上旅客運送業最低賃金専門部会を開催させていただきます。

事務局の海事局船員政策課の鈴木でございます。よろしくお願いいたします。

本日は委員6名中、皆様全員のご出席となりますので、船員部会運営規則第13条において準用いたします同規則第10条第1項の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

続いて、配付資料の確認をさせていただきます。資料の番号は右上に記載してございます。

資料1として「海上旅客運送業最低賃金」の公示文が1枚、資料2として「海上旅客運送業の最低賃金の改正状況」が1枚、資料3として「海上旅客運送業に係る労使間協定賃金」が、横表でございますけれども3枚ございます。いずれも第1回の海上旅客運送業最低賃金専門部会にて使用した資料でございます。

資料は以上でございますが、皆様、資料のほうは行き届いておられますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、早速議事に入りたいと思います。野川専門部会長、司会進行のほうをどうぞよろしくお願いいたします。

【野川部会長】 おはようございます。それでは、早速議事を進めてまいります。海上旅客運送業最低賃金の改正についてでございますが、前回、第1回のこの部会から少し時間がたっております。それ以降、労使の間で率直なお話し合いが進められたというように思いますが、その結果について、どちらからでも結構ですので、ご報告をお願いいたします。

平岡委員。

【平岡委員】 ただいま部会長のほうからお話がありましたけれども、前回以降、使用者側と解決に向けて論議はしてまいりました。その中で、我々としては、やはり今回、陸

上の最低賃金が全国平均で3%引き上げの、25円で昨年よりも高い水準で決定されていること、労働協約改定におけるベア、それとまた陸上諸産業におけるベアの状況などを総合的に踏まえた中で、今年については、やはり踏み込んだ改善が必要であるということを繰り返し主張してきましたが、使用者側には使用者側の言い分がありまして、なかなかその水準を埋めることができないというのが実情であります。

【野川部会長】 使用者側はいかがでしょうか。

江口委員。

【江口委員】 平岡委員が言われたとおりでございまして、やはり乖離が大きいということで、なかなか平行線をたどっているという状況でございます。今、平岡委員が言われたとおりでございます。

【野川部会長】 労使双方から今ご報告をいただきましたけれども、この間のお話し合いの結果としては、合意には至っていないということでございますので、この場で引き続きご意見を伺いたいと存じます。いかがでしょうか、よろしく願いいたします。

浦委員。

【浦委員】 今、双方からこれまでの労使協議の意見が述べられたわけですが、ご存じのとおり、旅客船業界におきまして、これは海運界全体、また各産業全体の問題だと思うんですけれども、後継者の確保問題という形の中で、産業間、または業界内において、人材のとり合いという状況が生まれつつあるというふうに我々としては認識しております。そういう状況の中におきまして、旅客船業界におきましても、大型カーフェリー等、いわゆる四国関係、または離島関係のいわゆる旅客船という、経営状況におきましては、若干の乖離があるのかなというふうには認識しております。

しかしながら、旅客船業界の中におきましても、このまま、表現が適切かどうかわかりませんが、座して死を待つというような状況にならないように、今のうちにできるだけの対応をしていただいて、若年船員が旅客船業界に足を向けていただくという形になるように対応をお願いしたいというふうに思います。

【野川部会長】 いかがでしょうか。若年船員確保と内部観点からのご意見でございましたが。

江口委員。

【江口委員】 ちょっとだけ。賃金と離れた話になるかもしれませんが、最近の若者、若年船員の雇用に関しましては、組合とも労使間一緒になって雇用を促進しようと

いう動きをしております。その中で、賃金以外では労働環境の向上、例えばW i - F i 関係、モバイルが必ず使えるようにとか、そういうこともやっておりますし、I L O 関係でも船員ベッドの広さを広げるとか、浴室を多くとるとか、そういう環境問題でも若年船員が入りやすいような環境づくりは一応しております。ということで、賃金とはちょっと違う話になりますけれども、先ほど浦委員が言われたように、旅客船へ足を向けていただけるように環境を整えていっているという状況だけはお含みおきいただきたいと思います。

【野川部会長】 ほかにいかがでしょうか。

平岡委員。

【平岡委員】 今、江口委員のほうから言われた労働環境を主に改善しているということは至極当然のことであって、ただ、それに付随する賃金がどうなんだということでしょうけれども、我々が考えるところでは、先ほど浦委員のほうから話があったように、内航もやはり船員不足ということが顕著になっているという状況の中で、旅客船、フェリー、その辺についても全くその影響がないというような状況じゃなくて、最近については旅客船についても船員不足、特に若い人も旅客船に目を向けないというような状況になっています。そういう状況を踏まえすと、労働環境イコール賃金という考え方に立てば、やはり最低賃金の引き上げについては必要不可欠だというふうに考えております。

【野川部会長】 いかがでしょうか。特にほかにございませんか。

今、労使双方からご意見を伺いましたけれども、この場でもこのまま合意に至るというような状況ではないようにお見受けいたしましたので、そろそろ双方の歩み寄りを進めていただくために方向性を見出すべく、一旦この場をクローズして労使だけで率直なご意見の交換をしていただきたいというように思います。

その際、2点ほど申し上げますが、1点は、ご案内のとおり、現在、政府の方針としても、また経済界全体の情勢としても、賃金の上昇ということが喫緊の課題となっております。景気の上向き傾向が見られる一方で、賃金がなかなか上がらないということが足を引っ張っているという認識はほぼ一致しております。そういった情勢の中で、この最低賃金につきましても、あまり後ろ向きの対応はできないだろうということが1点です。

もう一点は、この最低賃金専門部会での議論は、基本的には労使の合意によって決めるということが最優先されるものでございます。どうしても労使が合意に至らない場合の改善の策として公益委員からの提案ということがございます。これは常々申し上げていることではございますが、三者構成の委員会においては、現場の状況に熟知しておられる労使

の方が率直な意見を交換して、一致に向けて努力をして合意を見出すというところにこの妙がございまして、これができずに、常に中立的な立場の公益委員の裁定なりによって物事が決まるということになりますと、今、水面下で言われております三者構成の委員会というのは非効率ではないかと、トップダウンで決めた方がずっと効率的で合理的ではないかという意見に論拠を与えることになりますので、可能な限り、労使の合意によってこの最低賃金を決めていただくということをぜひ目指していただきたい。

この2点について私から申し上げた上で、それでは、これから別室が用意してありますので、労使の方は率直に意見の交換をしていただきたいと思います。時間の都合もございまして、20分程度を目途にお願いしたいと存じます。それでは、よろしく願いいたします。

(中 断)

【野川部会長】 どうもご苦労さまでした。それでは、お話し合いの結果につきまして、どちらからでもご報告をいただければと存じます。

【平岡委員】 じゃあ、私のほうから話させていただきます。使用者側のほうとこれまで論議した経緯も踏まえながら話したんですけれども、やはりその水準でどうしても使用者側は使用者側の考え方があって、なかなかその辺のところでは詰まるような話になっていないというのが実情です。ただ、そうはいつでもやはりこの段階に来ていますので、先ほど部会長のほうから、やはり労使で決着を図ることが最優先ですというようなこともる双方が話しながらするんですけれども、やはり背負っているバックグラウンドが違うというようなこともありまして、詰まらないというのが実情です。

【野川部会長】 何か使用者側から補足することはございますか。よろしいですか。

それでは、なおも合意に至らないという部分が残されているということでございまして、よろしければ公益委員のほうからご提案をさせていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございます。それでは、一旦この場をクローズし、別室におきまして個別に労使双方のご意見をお聞かせいただき、その内容を踏まえて提案をさせていただくという形で進めさせていただきます。

ご意見の聴取はそれぞれ10分程度を目安に考えておりますので、よろしく願いいたします。

なお、議論の整理をするために事務局も同席をしていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 それでは、一旦この場を閉じて別室にそれぞれお呼びいたしますので、よろしく願いいたします。

(中 断)

【野川部会長】 どうもお疲れさまでした。今、労使双方からそれぞれ率直なご意見を伺い、また公益委員で話し合いをいたしまして、内々のご意向も伺いました。ここで公益委員としてのご提案をさせていただきたいと思えます。

この海上旅客運送業最低賃金につきましては、職員を1,000円引き上げ、事務部職員を1,000円引き上げ、部員を1,000円引き上げて、適用する船員に係る最低賃金額の職員24万3,050円を24万4,050円に、事務部職員18万8,950円を18万9,950円に、部員18万1,600円を18万2,600円にそれぞれ改定することが適当であるというふうにしたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございます。それでは、改めて今の確認をもう一回したほうがいいのか。よろしいですか。今のは提案だから。

【鈴木労働環境対策室長】 大丈夫です。それでは、もう一度読み上げさせていただきます。

【野川部会長】 お願いします。

【鈴木労働環境対策室長】 最低賃金の改正につきましては、職員を1,000円引き上げ、事務部職員を1,000円引き上げ、部員を1,000円引き上げて、適用する船員に係る最低賃金額の職員24万3,050円を24万4,050円に、事務部職員18万8,950円を18万9,950円に、部員18万1,600円を18万2,600円にそれぞれ改定することが適当であるという結論でございました。

【野川部会長】 どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、最低賃金の改正にかかわる審議は全て終了いたしました。皆様のご協力により無事終了いたしました。厚く御礼申し上げます。

それでは、これにて海上旅客運送業最低賃金専門部会を終了いたします。どうもありがとうございました。

— 了 —